

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

1. 固定資産の減損に係る会計基準

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は419百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

2. その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理

従来、物価連動国債については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）が公表され、平成18年3月31日以後終了する連結会計年度末から適用することができることとされました。これに伴い、当連結会計年度末から同適用指針を適用し、当連結会計年度に取得した価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額を資本の部に計上しております。これにより、従来の方法と比べ有価証券の増減はないものの、株式等評価差額金は49百万円減少し、繰延税金資産は33百万円増加しており、税金等調整前当期純利益は93百万円増加しております。